

一般財団法人日本語教育振興協会
平成28年度事業計画

1 日本語教育機関の質的向上のための審査・認定

- (1) 日本語教育機関からの申請を受けて、「日本語教育機関の運営に関する基準」に基づく審査・認定事業を実施する。
- (2) 日本語教育機関の自己点検・評価を推進するとともに、申請を受けて第三者評価を実施する。
- (3) 日振協ビジネス日本語準拠プログラムを推進するため、その基準に適合するプログラムを登録する事業を進める。

2 日本語教育機関への留学生等の適正な受入れの促進

- (1) 留学生の適正な受入れを促進するため、海外の教育行政当局、留学関係機関、高等教育機関及び日本語教育機関と更に密接な協議を行うとともに、韓国及び台湾において留学進学相談会を開催する。
また、海外における高等教育機関等の状況及び留学事情等に関する情報の収集及び提供を行うとともに、我が国の日本語教育機関、高等教育機関、学習環境等に関する正確で新しい情報を提供する。
- (2) 当協会と中国教育部学位と大学院生教育発展センターとの間で協定し実施している中国の大学入学統一試験の成績等の認証システムの一層の充実及び定着化を推進する。
また、当協会とベトナム教育訓練省国際教育開発局との間で協定し実施しているベトナムの認証システムについて、以下のように改善が図られた。
 - ① 担当部署が同局内に新しく設立された国際教育コンサルタンシーセンターが担当することになった。
 - ② 「大学入学統一試験」と「高等学校卒業統一試験」が統合され、「高等学校卒業統一試験」となり、認証書の様式も変更になった。
 - ③ 認証システムの登録日本語教育機関については毎年更新することになった。
これらの点を踏まえ、一層適切な利用促進を図り、定着化を推進する。
これらの認証システムを活用して入学選考が一層適正に行われるとともに、入国審査にも一層活用されるよう関係機関等に強く要請する。
さらに、ネパール文部省等と留学交流及び12年修了時の統一試験の成績証明等について、協議を進める。
- (3) 日本語能力試験の早期成績照会について、入国審査の手続が早期に行えるよう、(独)国際交流基金及び(公財)日本国際教育支援協会の協力を得て、実施する。
- (4) 最近のベトナム、ネパールの留学生受入れ急増や所在不明・刑法犯の発生の状況を考慮し、留学生の募集・選考、在籍管理等のより一層の適正化を促進する。
また、在日中華人民共和国大使館と共催で、東京地区・関東甲信越地区において中国人留学生合同オリエンテーションを、並びに在日ベトナム社会主義共和国大

使館と共催で、東京地区・関東甲信越地区、東海・北陸地区、近畿地区、中国・四国地区及び九州・沖縄地区においてベトナム人留学生合同オリエンテーションを実施する。

3 日本語教育機関及び日本語教育に関する情報の提供及び資料の刊行

- (1) インターネット等により日本語教育機関及び日本語教育に関する情報提供の充実を図る。
- (2) 日本語教育機関の情報提供検討委員会の報告を踏まえて、ホームページの日本語教育機関情報の内容の改善を図る。
- (3) 各種情報を『協会ニュース』の発行により提供する。
- (4) 日本語教育機関の水準向上のために必要な資料を刊行する。

4 日本語教育機関に関する調査・研究・開発

- (1) 日本語教育機関の実態調査を行い、その調査結果の概要を作成・配布する。
- (2) 留学生の生活指導の改善・充実を図るため、留学生の犯罪・不法残留・不法就労等に関する事例を収集して検討を行う。また、日本語教育機関における刑法犯や所在不明等の状況を毎月点検し、指導する。
- (3) ISO29991（公式教育外の語学学習サービス—要求事項）について、関係機関と協議を進め、適切に対応する。
- (4) 受入れ留学生の多様化に対応した日本語教育の修得状況の調査検討を進める。

5 日本語教育機関の水準向上のための研究会・研修会の開催

日本語教育機関の役員、教員、事務職員を始め広く大学・専門学校の教職員、日本語教育に関心を持つ者も対象として、日本語教育の充実及び留学生の受入れ・生活指導等の向上を図るため、研修の見直し・改善を図り、以下の研修等を開催する。また、地区別研修等を推進する。

- ① 日本語学校教育研究大会
- ② 日本語教育機関事務研究協議会
- ③ 新設校設置代表者等研修会
- ④ 新任主任教員研修
- ⑤ 専門能力開発研修

6 日本語教育機関と大学、専門学校、企業、地方公共団体、関係機関等との連携協力の推進

- (1) 大学、専門学校の関係団体と留学生の受入れ、進学、日本語教育、在籍管理等について具体的な協議を進め、連携事業に取り組む。
- (2) 大学、専門学校等と日本語教育機関の連携の推進を図るため、先進的な連携事例を収集し、情報提供を行う。
- (3) 大学の日本語専攻学生の教育実習の受入れ及び学生交流を推進する。

- (4) 大学，専門学校等と連携して，留学進学相談会を実施する。
- (5) ビジネス日本語を始め，看護師・介護福祉士・IT人材，日系人子弟等の日本語教育について，企業，地方公共団体，関係各省・関係機関との連携を推進する。
- (6) 地域の小・中学校等と連携して，国際理解教育及び交流を推進する。

7 留学生等の修学，生活指導及び福利厚生についての支援

- (1) 生活指導担当者研修を開催する。
- (2) 日本語学校学生災害補償制度における「24時間補償，疾病補償」を促進し，加入希望者の取りまとめを行う。

8 日本語の教育を受ける外国人の入国在留に関する助言

- (1) 入国管理局，警察等との情報交換・連携を密にして，説明会，研修会等を開催する。
- (2) 申請取次者講習会を開催する。

9 維持会員活動に対する支援

- (1) 地区維持会員協議会を開催する。
- (2) 各地区維持会員協議会の活動に対して支援する。
- (3) 日本語教育機関の各種学校化について，希望する日本語教育機関と当協会が協力して，その実現を目指し関係都道府県に具体的に働きかける。
- (4) 維持会員校における日本語教師の採用を支援するため，日本語教師採用合同フェアを開催するとともに，当協会ホームページに求人情報ページを設けて運用する。
- (5) 日本語教育機関による留学生の受入れに関するガイドラインについて，維持会員による円滑な運用を支援し，協力するとともに，その内容について見直しを行う。
- (6) 日本語教育セミナーを開催する。
- (7) 日本語教育機関トップセミナーを開催する。

10 その他目的を達成するために必要な事業

- (1) 賛助会員制度の積極的な運用を図る。
- (2) 新規維持会員の確保に努める。